



鹿児島県誘客取組等支援事業費補助金



鹿児島県では、宿泊施設及び観光施設、貸切バス事業者が個々の特性を活かし、また、他の事業者と連携することにより、鹿児島の魅力発信力やおもてなし力を向上させ、観光事業の回復につなげようとする新規性・継続性のある取組を支援します。

1 補助対象者 ※ 観光施設が新しく追加されました

鹿児島県内に事業所を有し、次のいずれかに該当する者

- ① 宿泊施設：旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて行う同法第2条第2項から第3項の営業に係る施設
- ② 観光施設：県内の観光入込客統計調査又は、県観光連盟サイト等に掲載されている地点で、公共施設（指定管理者施設を含む）及び、宿泊施設、飲食店、寺社仏閣、史跡、自然環境、イベント等の一時的なものを除く以下のいずれかに該当する施設
 - ア 有料テーマパーク型（敷地又は建物自体の入場で入園料・入館料等を徴収している施設）
 - イ 無料テーマパーク型（敷地又は建物自体の入場は無料だが、無料見学後の物販・飲食を主な収入源とする施設）
 - ウ ドライブイン型（飲食・土産物等を目的とした団体観光客の立ち寄り先となっている施設）
- ③ 貸切バス事業者：道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項の一般旅客自動車運送事業の許可を受け、同法第3条第1号口の自動車による旅客の運送を行う事業者

2 補助対象事業・期間

補助対象事業者が行う新たな誘客取組・受入環境整備に要する経費

※ 取組の新規性や将来につながる継続性・発展性などが求められます。

※ 令和3年1月1日以降に着手し、令和4年1月31日までに完了する取組が対象です。

【補助対象事例】 ※詳細は鹿児島県誘客取組等支援事業申請要領をご確認ください。

誘客取組支援

- ・ 需要回復のための誘客促進・販売促進
- ・ 観光振興に資する人材の育成
- ・ 地域の特徴を活かした体験メニューなどの企画・造成
- ・ 夜間・早朝に楽しめる観光コンテンツの企画・造成
- ・ 地元食材を活用したメニュー開発等の企画

受入環境整備支援

- ・ 無料公衆無線LAN環境の整備
- ・ インバウンド受入環境の整備
- ・ 新規需要取り込みのための客室の一部改装等
- ・ 貸切バスの受入環境整備等

3 補助率・補助上限額・申請期限

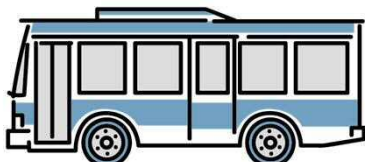
補助率：2/3

補助上限額：宿泊事業者	施設ごとの合計収容定員数に応じた額 10名につき10万円（上限100万円）
観光施設	施設毎の売上高に応じた額 売上高1,000万円につき10万円（上限100万円）
貸切バス事業者	所有貸切バス台数に応じた額 1台につき10万円（上限100万円）



※ 補助上限額は令和2年度と同補助事業の補助決定額からの通算で適用します。

申請期限：令和3年10月31日
（当日消印有効）



【問い合わせ】
鹿児島県誘客取組等支援事業事務局（委託先：MBCサンステージ）
対応時間：9:00～17:00 ※土日祝日を除く
TEL：099-258-5900 Email: event@sunstage.co.jp
※メールは件名を「誘客取組等支援事業 問い合わせ」としてお送りください。
【申請要領・様式等】県ホームページからダウンロードできます。
<https://www.pref.kagoshima.jp/af08/r2yukyakuhojyo.html>